

異動届の書き方

《記入例》 退職した時 ～一括徴収へ切替～

給与支払報告書 にかかると 給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず(一括徴収した場合においても)提出して下さい。  
◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。 右の※印の欄には記入しないでください。

年税額 54,700円	
月割額	
6月分	5,200円
7月分	4,500円
8月分	4,500円
9月分	4,500円
10月分	4,500円
11月分	4,500円
12月分	4,500円
1月分	4,500円
2月分	4,500円
3月分	4,500円
4月分	4,500円
5月分	4,500円
嘉手納工房で 10月分まで 徴収済  金額23,200円	
一括徴収済額 31,500円	

令和元年11月2日 <b>嘉手納</b> 市町村長殿	給(特別徴収義務者)と受給者(給与支払義務者)のフリガナ カデナ サブロウ	住所(居所)又は所在地 郵便番号 904-0204 嘉手納町字水釜〇〇番地	※CD 処 ※理 日 現年度 新年度 両年度	特別徴収義務者 指 定 番 号 0010000111	宛名番号(注1) 00001
フリガナ カデナ サブロウ	フリガナ カデナコウボウ	フリガナ 株式会社 嘉手納工房 (印)	連絡者 係 人事課	氏名 嘉手納 一郎	TEL ( 098 ) 956-1111 (内線 )
氏名 嘉手納 三郎	生年月日 S41.7.27	特別徴収税額(年税額) 54,700 円	異動年月日 28 年 10 月 30 日	異動の事由 1. 退職	異動後の未徴収税額の徴収 A. 特別徴収継続 B. 一括徴収 C. 普通徴収
受給者番号	特別徴収税額 23,200 円	徴収済税額 6 月分	未徴収税額 11 月分	2. 転勤	Cを○で囲んだ場合は、左下の「一括徴収しない理由欄」の該当する番号を○で囲んでください。
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	未徴収税額 10 月分	5 月分	3. 休職	4. 長欠	
1月1日現在の住所 嘉手納町字嘉手納〇〇〇番地	給与支払を受けなくなった後の住所 同 上	54,700 円	23,200 円	5. 死亡	6. 会社解散
現住所	同上	54,700 円	23,200 円	7. 住所誤報	

**C 普通徴収**  
※未徴収額を本人が支払う  
※〇〇市町村より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて現住所欄も必ず記入してください。

**B 一括徴収**  
※未徴収額を特別徴収義務者が給与等から徴収する。  
一括徴収した税額は 11 月分まで納入する  
( 12 月 10 日納入)  
給与又は退職手当等の支払予定日 一括徴収予定額(ウ)と同額 異動者印  
42,704 31,500 円

**A 特別徴収継続 (転勤・再就職)**  
※未徴収額を新特別徴収義務者が給与から徴収する。  
特別徴収義務者指定番号  
所在地  
フリガナ  
名称 (印)  
個人番号又は法人番号  
係  
連絡者  
氏名  
TEL ( ) (内線)  
月割額 円を 月分から徴収し納入する。

下記の欄には、その年の1月1日から退職時まで支払の確定した給与の額等を記載してください。  
1月1日以降退職時まで給与支払総額(賞与含む) 退職手当等の支払額(支払予定額)  
円 円  
社会保険料額 勤続年数  
円 年 月

一括徴収の場合の取扱い  
1. 異動の日が6月1日から12月31までの間で、本人から申出がないため。  
2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の欄)を超える給与、又は退職手当の支払がないため。  
3. その他 理由 ( )

- 注 意
- 「宛番号」の欄には《特別徴収税額通知書》に記載された宛番号を記入してください。
  - 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。
  - 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村に送付してください。
  - 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。